

第2回嘉麻市農業委員会総会（令和7年2月12日）

事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員14名中、欠席者1番 武田委員の1名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、総会は成立しておりますのでご報告いたします。

事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に配布しておりました令和7年第2回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料及び別冊の地域計画（案）の3点とお手元に賃借料情報を配布させていただいております。以上4点のご確認をお願いいたします。

事務局 それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。

副会長 只今より、令和7年第2回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。

会場 【農業委員会憲章朗読】

事務局 ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？

会場 【異議なしの声】

議長 署名委員につきましては、10番 松尾委員と11番 品原委員をお願いします。

議長 それでは、議事に入ります。

議案第5号を議題といたします。

審議番号1番と2番につきましては、田子森委員が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第11条の規定により、田子森委員の退席をお願いいたします。

事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 7 年 2 月 12 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は、農地法第 3 条関係におきまして、4 件の申請が出ております。
それでは、2 ページをお願いいたします。
農地法第 3 条関係 審議番号 1
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：1,047 m²
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇 (73)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (80)
譲受人耕作地：自作地 23,410.00 m² 借入地 132,540.79 m²
計 155,950.79 m²
権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1 ページに位置図、2 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、地区担当：村上推進委員に説明をお願いいたします。

村上推進委員 この件につきましては、規模拡大ということでご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番についての、ご質問はございませんか？

会場 (なしの声あり)

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
まず審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして審議番号 2 番について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 農地法第 3 条関係 審議番号 2

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：726㎡ 外1筆
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇(73)
申請人譲渡人：〇〇市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇(76)
譲受人耕作地：自作地 23,410.00㎡ 借入地 132,540.79㎡
計 155,950.79㎡
権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、3ページに位置図、4ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号2番について、地区担当：村上推進委員に説明をお願いいたします。

村上推進委員 この件につきましても、規模拡大ということでご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号2番についての、ご質問はございませんか？

山田委員 山田です。審議番号1と2で耕作面積が全く一緒ですが本当ですか？

議長 買主が同じですので。

山田委員 〇〇〇さんですね。分かりました。

議長 他に質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
田子森委員の入室をお願いします。

議長 続きまして審議番号3番について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条関係 審議番号3
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：2,200㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇(79)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (69)

譲受人耕作地：自作地 15,611.00㎡ 借入地 なし

権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われま。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。ご審議よろしくお願いいたし。資料といたしまして、5ページに位置図、6ページに申請地図を添付してあります。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号3番について、地区担当：村上推進委員に説明をお願いいたします。

村上推進委員 この件につきましても規模拡大ということでご審議よろしくお願いいたし。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号3番についての、ご質問はございませんか？

会場 (なしの声あり)

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして審議番号4番について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条関係 審議番号4

申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：畑 地積：442㎡

申請人譲受人：〇〇市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (44)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 (60)

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われま。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。ご審議よろしくお願いいたし。資料といたしまして、7ページに位置図、8ページに申請地図を添付してあります。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 4 番について、地区担当：花岡推進委員に説明をお願いいたします。

花岡推進委員 先月審議していただきました件の記入漏れということで、事務局の方から説明がありました畑が残っているということで、その畑の贈与ということで申請がっております。
これによって〇〇さんの方は農業の廃止になるかと思えます。
地元といたしましては問題ないと考えておりますので
ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 4 番について、ご質問がございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 4 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第 6 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、3 ページをお願いいたします。
議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 7 年 2 月 12 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事 務 局 今月は、農地法第 4 条関係におきまして 1 件の申請が出ております。
それでは、4 ページをお願いいたします。
農地法第 4 条関係 審議番号 1
申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：畑 地積：276 m²
申請人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (84)
転用目的：ガレージの新築、屋外農作業場及び米苗置場
農地区分：第 1 種農地

事 務 局 この申請は申請人の〇〇 〇〇氏がガレージの新築、屋外農作業場及び米苗置場として
転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も

特に問題ないと思われます。資料といたしまして、 9 ページに位置図、10 ページに申請地図、11 ページに土地利用計画平面図、12 ページに造成計画縦横断面図、13 ページに建物平面図立面図を添付しております。以上でございます。

議 長 審議番号 1 番について、地区担当：村上推進委員に説明をお願いいたします。

村上推進委員 この件については、畑を農業用倉庫と苗置場に転用ということです。
さきほど見てもらったところになりますのでご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第 7 号を議題といたします。

事 務 局 この案件につきまして、番号 26 番につきまして松尾委員が「議事参与の制限」に該当
しておりますので退席をお願いいたします。

事 務 局 それでは、5 ページをお願いいたします。
議案第 7 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定につい
て審議に付する。
令和 7 年 2 月 12 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事 務 局 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。
それでは 6 ページから 13 ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定 新規 31 件 87 筆 113,240.00 m²
更新 13 件 26 筆 36,763.00 m²
計 44 件 113 筆 150,003.00 m²
(2) 所有権移転 2 件 6 筆 9,091.00 m²

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 本案について、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。

議 長 続きまして、議案第 8 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、14 ページをお願いいたします。
議案第 8 号 地域計画策定に関する意見聴取について
農業経営基盤強化促進法施行規則第 19 条第 6 項の規定により農業委員会の意見が求められているため審議に付する。
令和 7 年 2 月 12 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二
本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。

議 長 本日は地域計画担当であります農政係職員に出席要請をしていますので、担当より説明をお願いいたします。

農 政 係 長 農政係の犬丸です。よろしくお願いいたします。
まず嘉麻市地域計画（案）について説明します。
別冊の地域計画（案）をご覧ください。
農業委員をはじめ農事区長等と説明会を行ってきました。
ご協力いただきありがとうございました。
表紙の裏に目次を載せていますのでご確認をお願いいたします。
参考様式第 5-2 号につきましては、
1 地域における農業の将来の在り方につきましては、区域の状況や現状及び課題、将来の在り方について
2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
3 農業者及び区域内の関係者が 2 の目標を達成するためとるべき必要な措置
4 地域内の農業を担う者一覧につきましては、目標地図に位置付ける者を記載していますのでご確認をお願いします。

目標地図につきましては、前のスクリーンをご覧ください
例として口春農事区の目標地図を映しています。
こういった感じで各農事区熊ヶ畑から嘉穂の上まで 40 以上農事区の目標地図を作っ
ています。
参考ですけれど口春地区で、右上に担い手、あとは色付きこういった感じで各農事区の
目標地図を作っておりますのでよろしくお願いいたします。
目標地図につきましては、A0 という大きなサイズの地図を事務局の方で準備していま
すのでご確認される方は各農事区ごとに地図作成しておりますので総会終了後事務局
に声かけをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 地域ごとの図面を今から出しますので、質問はその後お願いいたします。

農 政 係 熊ヶ畑の方から順次映していきますので。

事 務 局 今口春が参考例にあがっておりますが、口春や貞月が一番色がついているところであり
まして、まだはっきりと決まっていないところは白となっています。
それは農水省の方も今後毎年地域計画を見直していただくということで決まり
次第そこに色付けをしてほしいということで、現状白でも大丈夫ということで話
はあっております。

農 政 係 次上山田です。

農 政 係 今熊ヶ畑農事区の方は、目標地図に位置付ける担い手というのが計 6 名存在していま
すので 6 通りの色付けを行っております。
目標地図、担う者・後継者としてその土地を誰が見るのかというところが今現在決めき
れないところについては今説明がありましたとおり白で着色をしております。
全部で 44 枚ほど地図がありますので、少しお時間いただきますけれど 1 農事区
20 秒程度映し出しますので、お手元の資料と確認していただきながら合わせて御覧い
ただければと思います。よろしくお願いいたします。

農 政 係 こちらが上山田地区で、目標地図に位置付ける担い手は 2 名となっております。

事 務 局 こちらに〇〇 〇〇さんのお名前があがっておりますが、こちらご身内の方の土地で管
理をいただいている状態です。

農 政 係 下山田農事区で、目標地図に位置付ける担い手は計 6 名となっております。

事 務 局 本来であれば委員さんお一人おひとりに A3 地図を地域計画（案）に添付したいと考え
ておりましたけれども、場所場所によって A3 が何枚かに分かれてしまって見にくいと
ころがございまして、カラー印刷でないと分かりにくいといったことがございました。

田子森委員	〇〇さんのところは果樹園かなにか？
事務局	〇〇さんのところのブドウ園で果樹園です。
農政係	漆生農事区、目標地図に位置付ける担い手は 8 名となっております。 画面を見ていく中で地図をズームしていきたいところ等何かございましたらご意見お願いいたします。
藤島委員	これは今作っている状態ということ？
事務局	現状地図に近いようなかたちになります。〇〇 〇〇さん、たくさん作ってあるんですけども、将来の担い手というより今後規模を縮小していくというお話も聞いていますので地図に載せるか考えたんですけども、これだけ作っているっていうのとこちらに将来の担い手として位置づけられていないと、機械購入等いろんな事業をする際に地域の担い手として地域計画で位置づけられていることというのが条件になっておりますので、認定農業者の方はだいたいあげさせていただいております。
農政係	こちらが岩崎農事区の地図で、目標地図における担い手は 5 名です。
事務局	こちらの岩崎農事区の〇〇 〇〇さんは認定農業者ではないんですが、この地域の集積をしていっしょって、今回の農用地利用集積計画でも規模を新規で拡大されておりますので今後の担い手として着色しております。
農政係	平と辻・中箆地区について、地図は下平と辻中箆の 2 枚に分けております。まず平の方の農事区は目標地図に位置付ける担い手といたしましては 1 名となっております。
事務局	下平農事区はもともと人・農地プランで私の方も会議に参加させていただいておりましたけれども、地域の会議では自分たちが出来なくなったら〇〇さんの方をお願いしたいというのが会議に参加されていた方の声だったので今後赤が増えていくのではないかと思います。
農政係	こちらが辻中箆の目標地図で、担い手は 3 名となっております。
事務局	こちら赤いところが〇〇 〇さん旧嘉穂町の方で麦をされるのでこちらの方まで来ております。
農政係	こちら鴨生農事区の目標地図で、位置付ける担い手は 1 名になっています。
事務局	この白の大きな真ん中のところは非農地でおちているところが着色されているようになっています。

- 農 政 係 | こちらが山野農事区の目標地図になっております。目標地図に位置付ける担い手は 9 名になっております。
- 農 政 係 | こちらが樋渡農事区になります。目標地図に位置付ける担い手は 5 名となります。
- 農 政 係 | こちらが先ほどもご覧いただきました、口春農事区の目標地図で、目標地図に位置付ける担い手の数に関しては 7 名です。
- 農 政 係 | ここから碓井地区の方に入っていきます。
まず平山農事区で、ここも現状維持の目標地図で、目標地図に位置付ける担い手は 3 名になっております。
- 農 政 係 | こちらが飯田農事区になります。こちらも現状維持の目標地図で、目標地図に位置付ける担い手は 5 名となっております。
- 農 政 係 | こちらが上臼井農事区です。文字が小さくなっていますが担い手が全部で 14 名になっております。
- 農 政 係 | こちらが下臼井農事区の目標地図になります。こちらも現状維持ではあるんですけども、目標地図に位置付ける担い手は 13 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが西郷農事区の目標地図になります。目標地図に位置付ける担い手に関しては 11 名です。
- 農 政 係 | 地図自体は西郷、出川、六四田、井土 4 枚作っています。
西郷を先に出してしまいましたが、出川を出します。出川の方は地域内に担い手の方がおりませんでしたので真っ白になっておりますが、こちらが目標地図になっております。
- 事 務 局 | 右上に担い手とあがっておりますがこちらは消しますので。
担い手ではなくて今の耕作者と一緒にだと思っただけですけれど。
- 農 政 係 | こちらが六四田地区の目標地図になっております。
- 農 政 係 | こちらが井土の目標地図となっております。目標地図に位置付ける担い手に関しては 4 名となっております。
- 農 政 係 | こちらは光代農事区の目標地図となっております。目標地図に位置付ける担い手は 9 名となっております。

- 農 政 係 | これから嘉穂地区の方に入っていきます。
まずは大隈農事区、目標地図に位置付ける担い手は 3 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが中益農事区となっております。中益農事区の目標地図に位置付ける担い手に関しては 11 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | 下益農事区になります。目標地図に位置付ける担い手が 5 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが上西郷農事区の目標地図になります。目標地図に位置付ける担い手は 5 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが貞月農事区です。貞月農事区に関しては位置付ける担い手は 6 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが上牛隈農事区になります。上牛隈については目標地図に位置付ける担い手となっておりますけれども、認定農業者の方ではなくて地域計画集積協力金に取り組む団地を形成している方々が将来的に広げていくと思いますので、その代表の 4 名の方を記載しております。
- 農 政 係 | こちらが下牛隈農事区で、目標地図に位置付ける担い手は 3 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが千手農事区になります。千手農事区の目標地図に位置付ける担い手は 10 名です。
- 農 政 係 | こちらが嘉穂才田農事区になります。目標地図に位置付ける担い手は 13 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが大力農事区になります。大力農事区の目標地図に位置付ける担い手は 5 名となっております。
- 農 政 係 | こちらが西野農事区になります。西野農事区の目標地図に位置付ける担い手は 5 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが芥田農事区です。目標地図に位置付ける担い手は 7 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが九郎原農事区です。九郎原農事区に関しては担い手が 4 名いらっしゃいます。
- 農 政 係 | こちらが泉河内・四ヶ畑農事区の目標地図になります。目標地図に位置付ける担い手は 10 名いらっしゃいます。
- 議 長 | ○○○○ってどこですか？

事務局 営農型の下です。

農政係 こちらが東畑農事区の目標地図になります。目標地図に位置付ける担い手は 1 名となっております。

農政係 こちらが東馬見農事区になります。目標地図に位置付ける担い手に関しては 10 名いらっしゃいます。

副会長 ○○○○○○というのは？

議長 キウイ。○○の果樹園の跡地をしている会社

事務局 キウイをしている会社なのですが、○○○○○○は親会社が不動産とかホテル業をしている会社で○○○という子会社でキウイを。
南半球と北半球で季節が逆ですので、一年中キウイを出すのに南半球でしてあったのを北の方で探してキウイを植栽しています。

農政係 こちらが西馬見農事区になります。目標地図に位置付ける担い手に関しては 11 名いらっしゃいます。

農政係 こちらが屏農事区になります。屏農事区の目標地図に位置付ける担い手は 5 名いらっしゃいます。

農政係 こちらが椎木農事区になります。目標地図に位置付ける担い手は 7 名いらっしゃいます。

農政係 こちらが桑野農事区になります。桑野農事区の目標地図に位置付ける担い手は 9 名いらっしゃいます。

農政係 こちらが小野谷農事区になります。目標地図に位置付ける担い手は 4 名いらっしゃいます。

農政係 こちらが宮吉農事区になります。目標地図に位置付ける担い手は 8 名いらっしゃいます。

農政係 こちらが最後になります。上農事区になります。目標地図に位置付ける担い手は 11 名いらっしゃいます。

農政係 今の地図で全ての地図をみなさんにご覧いただきました。
今、画面上に出しているものに関しては大きな地図をご用意していますのでご要望あれ

ばその都度事務局の方をお願いいたします。

山田委員 推進委員さんのタブレットに自分の該当地区の地図を入れるとかは？いれてもらってないですか？

事務局 現状では、タブレットに入れていません。

山田委員 タブレットに入れてもらった方が共有しやすいかなと思ったんですけども。

事務局 タブレットの方にデータを移送するにあたって、それぞれメールのアカウントというのを21台分お作りしています。1枚が目標地図のデータが大きなものになっていまして、一番小さいもので3ギガとか4ギガとかになりますのでメールでのやり取りというのが容量が大きくて難しいところです。検討させていただきます。

山田委員 拡大縮小しながら、今耕作している方の名前とか見ながらできるとししやすいかなと思います。

事務局 タブレットというのが国費の中の補助金を受けております。
タブレットの中にアプリケーションを使っているんですけども
開くのにPDFをインストールする必要があり、インストール制限というのがかかっておりまして、他のアプリケーションをダウンロードして使えないように制限がかかっているのが難しいかと思えます。
今推進委員さんにお渡ししているタブレットは貸与になっていまして、タブレットを回収いたしまして、そういったことが可能であれば今後検討したいと思えます。

議長 本案について、他にご質問はございませんか？
質問がないようですので、採決に入りたいと思えます。

事務局 農政係長、今後のスケジュールをお願いいたします。

農政係長 はい。ご説明いたします。
今後のスケジュールにつきましては農地中間管理機構や農業協同組合にも意見聴取を行います。その後月末までに締め切りを行いまして次に地域計画案の公告を2週間いたします、3月末の今年度末までに地域計画の策定及び公告の流れとなります。以上で説明を終わります。

藤島委員 何割くらいが今年度内で終わる？

事務局 年度内で集約というのが地域計画はこちらの色わけで今年度内に全地区できています。

藤島委員 今までに作ってたとおりの感じで、貞月とかできていたような
そういう感じになるのかと。

事務局 地域計画の達成というのが現状維持でもそれがその地域での達成ということになります
ので、集約が達成したという中間管理事業とはまた別の話になります。

藤島委員 今耕作している白色のところは、地域計画として外れるところもあるけれど
そういうところも含めて地域計画として出す？

事務局 一番最初に地域計画の範囲を地域で決めていただいて、
現状維持でも地域の中で全地域が地域計画の対象とおっしゃっているところは全部の
農地が地域計画としてあがります。
ここが地域計画の範囲というところで 10 年後に耕作する見込みがないところは、一番
最初に計画地域として外すという風にお話しておりました。

藤島委員 今ある白色のところは耕作見込みがないということ？

事務局 非農地でおちているところも白色になっている地図がありましたのでそういったと
ころが気になられているかと思しますのでその辺りは地図の方を精査していきたいと思
います。
毎年話し合いをしていただいて、そこがもう見込みがないということであれば外してい
くとか 10 年後も耕作していく人がいないだろうといったことは毎年地域で更新をか
けていただいて、変更案ということで地域で話し合いを進めていただく。削ることも可
能ですし、目標ということで色を付けてしまうと、3 条申請とか利用権設定がその方に
しか出来なくなってしまうのでまだ未確定のところは白にしておかないと地域計
画を見直してからでないとその人に譲渡できないということになってしまいますので
このかたちになっています。

井手委員 口春が出来ているようなイメージで地図がでてきていますけれど、一応あれはたたき台
で、ああいった感じが理想なんだろう。細かい調整が。
耕作者はあれで変わらないと思いますが、まとめるのにいろいろお互い譲り合ったり、
交換したり、毎年色が変わってしまうと思うんですが、それはもう毎年農政の方で意見
聴取されるんですか？

事務局 地域計画に関しては、目標地図はその都度見直す必要はないと言われてい
ます。
ただ地域計画的に 1 筆 1 筆将来の担い手を決めておりますので、大幅に変わるとい
うことであればまた変更をかけていただくことになるかと思います。
今のたたき台的な今回公告する地域計画を地域のみなさんできちんと共有して、毎年地
域の農地について話し合っただく場を設けていくというのが今の農水省の見解に
なっております。

山崎委員 嘉麻市全体で何パーセントになるのか
そして4地域あるからそれぞれ何パーセント出来ているのか。
それを毎年毎年いくら増えたよと言ったことが対象になっていけば、そのあたりのところを、もし次の会議でも教えてもらえれば。

事務局 何パーセントできているかというのは担い手の方にどのくらい集積できているかということによろしいですか？

山崎委員 そうです。国は7パーセントしかできていない。確実にできているのが、7割しか目処ができていない。ここはどのくらいできているか知りたい。

事務局 7パーセントというのが3月までに報告できる見込みということになっておりますので嘉麻市が今回全域公告いたしますので、7パーセントの中に含まれると。できなかったということにはならないです。

山崎委員 毎年毎年協議するのならいくら上がっているのかを。下がることはないと思うけれど。その点考慮したいなと思ひまして。

事務局 毎年ですね、実施計画と点検評価というのをしているんですけど、その中で認定農業者の方の耕作面積を全体の耕地面積で割り出して、どのくらい担い手さんに集積できているかを毎年パーセントでお出ししています。
今回認定新規就農者と基本構想到達者、かなりの収益をあげていらっしゃる集積が進んでいらっしゃる方、その方等を地域の担い手として色付けしていますので、その方を含めた集積面積ということでお出ししておこうと思ひます。

議長 本案については意見を求められている案件ですので異議なしということによろしいでしょうか

議長 本案は異議なしということで、市長部局に回答したいと思います。

議長 続きまして、通知第2号を議題といたします。

事務局 それでは、16ページをお願いいたします。
通知第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和7年2月12日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は13件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております17ページから19ページに報告書を添付しております。

議長 本件は報告のみでございます。

続きまして、会議次第5番、その他に入らせていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 令和6年1月から12月までの嘉麻市賃借料情報をお配りしていますので、ご確認をお願いいたします。
それから3月6日7日の研修旅行についてですが急遽出席ができなくなった場合、キャンセル料が発生した場合については自己負担となりますので申し訳ございませんがご理解のほどよろしくお願いいたします。
キャンセル料については旅館の方がまだですので分かりませんが、早めにご連絡をしていただくと助かりますのでよろしくお願いいたします。
次回総会の日程についてでございますが、3月10日(月)10:30からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 委員さんの方からは、何かございませんか？

会場 (なしの声あり)

議長 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副会長 これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

10番委員

11番委員
